

# しんきんカーライフプラン・エコ

2019年4月1日現在

|                  |  |
|------------------|--|
| 商品名              | ◎ しんきんカーライフプラン・エコ  |
| ご利用<br>いただける方    | ◎ 当金庫の営業エリア内に居住または勤務する方<br>◎ 申込時満年齢20歳以上で安定継続した収入がある公的健康保険加入の方<br>◎ 700万円以上をお借入の場合は当金庫会員に限ります<br>◎ 外国人のお客様は永住者、又は特別永住者の方<br>◎ 保証会社の保証を受けられる方   |
| お使いみち            | ◎ 申込人または申込人の家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫)が使用するエコカー(新車)にかかる次の資金<br>①購入資金(購入にかかる税金・保険料等も可)<br>②パーツ・オプションの購入・取付費用<br>③申込人が自動車購入資金を用途として当金庫を含む金融機関、自動車メーカー系を含む信販会社等から借り入れたローンの借換え資金(借換えに伴う繰上返済にかかる手数料を含む)<br>※②、③は①とあわせた申込に限る<br><b>【対象となるエコカー】</b><br>電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、低燃費かつ低排出ガス認定自動車等、自動車重量税・自動車取得税が減免される自家用自動車(新車)<br>◎ 当金庫の営業エリア内にある販売会社と認めた自動車販売会社からの購入に限ります<br>◎ ご融資金は当金庫のご指定いただいた預金口座に入金させていただき、入金後は当該預金口座からお使いみちに合わせて相手先へ原則当金庫よりお振込みさせていただきます。(振込手数料は別途ご負担いただきます)   |
| ご融資金額            | ◎ 1万円～1,000万円(単位1万円)   |
| ご利用期間            | ◎ 3ヵ月以上10年以内(元金返済据置6ヵ月以内設定できます)<br>産前産後休業または育児休業中の場合、上記6ヵ月間の元金返済据置期間とは別に、□元金返済据置期間を最長2年間まで可(据置期間の分割適用可)<br>なお、元金返済据置期間分のご利用期間延長が可(ご利用期間は最長12年まで)   |
| ご融資利率            | ◎ 当金庫所定の利率を適用します<br>融資利率は窓口でお問い合わせください   |
| ご返済方法            | ◎ 元金均等または元利均等返済、ボーナス併用(融資金額の50%以内)もできます  |
| 担保               | ◎ 必要ありません  |
| 保証人              | ◎ しんきん保証基金が保証しますので必要ありません  |
| 印紙・保証料           | ◎ 印紙代は口座から引落します。保証料は貸付利息に含まれており別途お支払いは不要です   |
| ご用意<br>いただくもの    | ◎ お申込に際しては運転免許証(表裏)が必要となります。運転免許証を取得されていない場合は個人番号カード(表のみ)、パスポート、健康保険証(注)、顔写真付住民基本台帳カード(表裏)、運転経歴証明書(表裏)のいずれかが必要です<br>又、外国人のお客様は前記本人確認書類に加えて在留カード等別途書類が必要です<br>(注)別途、住民票等が必要となりますので、詳しくは窓口でお問い合わせください<br>◎ お申込に際しては年収確認書類が必要です。詳しくは窓口でお問い合わせください<br>◎ エコカーであることの確認書類として、自動車重量税・自動車取得税が減免されている見積書・注文書、および振込依頼書が必要となります<br>◎ 借換えの場合は残高確認書類が必要となります   |
| 苦情処理措置<br>紛争解決措置 | ◎ 苦情処理措置<br>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談窓口(9時～17時、電話:0120-31-5784)にお申し出ください<br>◎ 紛争解決措置<br>東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)及び兵庫県弁護士会(078-341-8227)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記お客様相談窓口または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談窓口もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください |
| その他              | ◎ 取扱期間 2010年9月6日から2021年3月31日<br>◎ お申込みに際しては審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください<br>◎ 返済条件等変更される場合は当金庫所定の手数料がかかる場合があります<br>詳しくは、「ご融資に関する手数料」をご覧ください   |

ひろがる夢とたしかな未来



播州信用金庫

